

平成 28 年度  
C C S の社会的受容性の調査・分析事業  
仕様書

平成 28 年 9 月 1 日

日本 C C S 調査(株)

## 1. 事業目的

我が国における CCS の実用化・普及に向けては、大規模な二酸化炭素貯留地点の確保が重要となることから、現在、二酸化炭素貯留適地調査が実施されている。

本検討調査は、日本 CCS 調査(株) (以下、JCCS とする) が経済産業省と環境省から受託した、平成 26～27 年度の二酸化炭素貯留適地調査事業を通じて行われた地元交渉の結果を第三者に再評価検討してもらい、CCS の社会的受容性向上に向けた諸課題を整理すると共に、関係者からの情報収集を通じて、交渉ガイドライン、広報戦略もしくは今後の具体的な地元交渉の対応方針等を検討するものである。また、CCS 啓発活動、CCS 事業を通じての地域社会の活性化、及び、風評被害対策等も併せて検討する。

なお、本検討調査は、CCS 事業の準備段階に際し、CCS 事業の初動となる適地調査事業に焦点を当て CCS の社会受容性について検討するものであり、CCS 事業の事故・災害が発生した後のクライシスコミュニケーションや保全修復などを対象とした社会受容性の検討は含まない。

## 2. 事業実施内容

### (1) 新規地域へのアプローチ手法の評価・分析及び今後への対応検討

地球温暖化は、海水温の上昇や海流の変化等の海洋環境の変化をもたらしており、漁業関係者は魚種、漁期や漁獲高の変化を通して地球温暖化対策の必要性を強く感じている。一方で、彼らの中には漁業権のおよぶ範囲や魚場における CCS の実施に関して、一般的に抵抗感も存在する。これは、主に CCS に関する情報不足や具体的事例が無いことに起因すると想定される。

ここでは、以下の項目の整理を行う。

- ① 海域の調査では、漁協の関係者が反対すると探査ができなくなることから、漁協をターゲットに、懸念事項は何か、国や県に何を期待するか、何をどう説明する必要があるか情報収集と分析を行う。
- ② 苫小牧 CCS 実証試験での JCCS の地元交渉を成功事例としての分析を実施する。分析に必要な資料は、協議の上、必要に応じて JCCS から請負者に提供を行う。
- ③ 平成 26～27 年度の適地調査実施時の地元交渉に際し、探査の実施と CCS の説明を利害関係者へ行っているが、それが適切であったかどうか、JCCS が提示する交渉記録を基に評価を実施するとともに、新規地域での調査時に必要な対応や苫小牧との違いを考察しながら、今後への対応検討を実施する。
- ④ 以上の結果から、CCS に馴染みのない関係者へ CCS 事業を理解して協力してもらうために、総合的にコミュニケーション手法及び説明ツールの現状分析に努め、社会受容性向上に向けた諸課題を整理する。

## (2) 類似の業務での社会的受容性への取組み事例調査

漁業関係者に対する地元交渉を必要とする他の諸活動（例えば、洋上風力発電、空港・港湾建設等の海洋構造物の建設、等）についても、成功例と難航例を事例として分析し、CCS 事業での地元交渉に利用出来る方法論がないか等の検討を進める。

## (3) 地域社会の活性化

その地域の自然環境が変化したり、漁獲高が大きく低減することはないものの、弾性波探査、海洋での調査井掘削や海洋モニタリング等では、漁業関係者には漁業操業や漁船への影響が出てくる。更に海底下の地中に二酸化炭素（以下、CO<sub>2</sub>とする）が貯留されることは、廃棄とみなされ、地元社会に負担がかかる事業とみなされることも考えられる。

従って、容易には合意が形成されるとは思われない。そこで、漁業補償型 CCS ではなく、地域振興型 CCS の提案の可能性を検討する。CCS そのもののメリットのみならず、CCS を通じた地域の活性化、特に漁業の振興、新たな漁業方法の提案など、CCS 事業者と地域が共に利益を享受できる事業形態とする概念設計が必要であると考えられる。このため、CCS 事業を通じて地域社会の活性化（地元貢献）のあり方と、農業・漁業等における CO<sub>2</sub> 利用の可能性等の検討を実施する。

## (4) 風評被害対策

これまでの漁業関係者との交渉に際し、放射能汚染による水産資源の汚染により、水産物の販売が出来なかった事例から、CCS 事業による海洋への CO<sub>2</sub> 漏出による風評被害を心配する声が多い。今後地元との交渉で風評被害を防止する方法及び風評被害発生時の対応策を検討する。

また、地震国日本において、自然地震による貯留した CO<sub>2</sub> の漏出や CO<sub>2</sub> 圧入に伴う誘発地震の風評被害も心配され、それを払拭するその説明手法や科学的データを検討する。

## (5) CCS 啓発活動

理工系の大学生でも CCS の認知度は低い。CCS 事業を我が国において広く普及させていくためには、利害関係者のみならず、CCS 事業に関する国民の適切な理解が不可欠であることから、実証試験を行っている苫小牧市での活動を参考にして、適地調査を全国展開するときの実証試験の社会的受容度の確認と向上の企画を提案する。

また、CCS に懐疑的・批判的な人たちに対し、どのような態度でどのように対応していくべきかを提案の中にも含める。

## (6) 用語の検討

CCS 事業を説明する時に、一般市民の方々が 誤解を招かない言葉で、適切に事業内容を伝える必要がある。例えば、CCS で使用される微小振動は、地震学において極微小地震

に相当するが、受ける印象が異なる。そこで、説明に必要とされる語句の中から、広報時に注意して扱うべき言葉を複数洗い出し、その同義語との比較と、その言葉の定義や使い方を整理する。

#### (7) 委員会の設置・運営

(1) ～ (6) の調査等は、関係する分野の専門家及び学識経験者 3～5 名程度からなる委員会を設置し、同委員会による検討を 2 回程度踏まえて実施する。

尚、委員の選定並びに運営等は J C C S 担当者と協議の上決定すること。

### 3. 協議

本仕様に定めのない事項、及び本仕様書の条項の解釈に疑義が生じた場合は、双方協議の上、これを決定するものとする。

### 4. 調査期間

・契約期間：契約日～平成 29 年 2 月 20 日

### 5. 成果物

(1) 成果物としての報告書の内容については、JCCS による承認を得なければならない。JCCS が訂正等の指示を行った場合は、請負者は応じなければならない

(2) 報告書の提出は以下の通りとする。

・紙媒体 : 3 部 (日本語)

特に指定の無い限り Microsoft Office で作成の事

・電子媒体 (CD-ROM) : 1 部

・その他指示のあるもの

### 6. 検収

報告書が JCCS の要求事項を満たしていることを確認して検収とする。検査結果は、書面などにて通知する。

### 7. 機密保持

(1) 請負者は、本仕様書を本目的以外に使用してはならない。

(2) 請負者は、あらかじめ請負者が所有の情報あるいは公知の情報であると証明できるもの以外、本業務に関して得た一切の情報、内容について、書面での許可なく第三者に譲渡、あるいは公表してはならない。

以上